

ブラックラムズアカデミー会員規約

第1条 名称

(1) 本アカデミーの名称は、ブラックラムズアカデミー（以下「アカデミー」という）といい、株式会社リコーブラックラムズアカデミー事務局（以下「事務局」という）が運営を行うものとする。

(2) アカデミーに登録された者（以下「会員」という）については、入会后、アカデミーが提供するサービスを受ける権利を有する。

第2条 アカデミーの所在地

(1) 事務局は〒157-0068 東京都世田谷区宇奈根 1-5-1 に置き、リコー総合グラウンドを主たる場所として活動する。

第3条 目的

(1) ラグビーの指導を通して、人格の育成並びに健全な心身の鍛錬を行うとともに、会員相互の親睦を図りながら、地域スポーツの振興に寄与することを目的とする。

(2) 会員に対して方向性を持った育成計画を立て、トップレベルのプレイヤーに求められるスキルを指導し個人のスキルレベル向上を目的とする。

第4条 入会資格・手続き

(1) 会員は、スポーツを行うに適した健康状態であり、アカデミーが参加を認められた者とする。

(2) 会員は、参加にあたり、所定の申込手続きを行うものとし、これにより本規約に同意したとみなすものとする。

(3) 会員が未成年の場合、親権者の同意を得た上で前項申込手続きを行うものとし、この場合、親権者は、本規約に基づく会員としての責任を本人と連帯して負うものとする。

第5条 保険

(1) 会員は、アカデミーが指定する保険に加入しなければならない。

(2) 保険加入の手続きはアカデミー所定の方法により行うものとし、保険料は会員が負担するものとする。

第6条 会費

(1) 会員は、別途定める年会費、月会費、及びその他の諸費用（以下「会費」と

いう)を所定の方法で、所定の期日までに支払わなければならない。

(2) 会員は、入会月や参加回数にかかわらず、年会費を全額支払わなければならない。

(3) アカデミーは、会費の金額を変更することがある。

(4) 会員が支払った会費は、理由の如何を問わず返金しないものとする。

第7条 年会費の滞納

(1) 会員が事前に事務局の承認を得た場合を除き、所定の支払期日から3ヶ月以上会費の支払いが遅れた場合、アカデミーは当該会員に対し、一切のサービス提供を停止することができる。

(2) アカデミーは前項の会員を退会させることができる。なお、当該会員は退会後も滞納した会費の支払義務を免れない。

第8条 退会及び休会

(1) アカデミーの退会又は休会を希望する会員は、事務局に対し、退会又は休会する月の前月20日までに所定の方法で通知しなければならない。

(2) 休会期間は2か月を上限とし、休会中の月会費の支払いは免除される。

(3) 会員は退会日までに発生する会費を支払う義務を負う。

第9条 禁止事項

(1) 会員が次の事項に該当するとき、アカデミーは会員を退会させることができる。

- ①本規約に違反したとき又は違反したとアカデミーが判断したとき
- ②アカデミー又はアカデミーの職員(以下「職員」という)の名誉と品格を著しく毀損したとき
- ③社会規範に反する行為をしたとき
- ④アカデミーの運営を妨げる行為をしたとき
- ⑤他の会員の活動を妨げる行為をしたとき
- ⑥その他、上記に準じる行為をしたとき

第10条 サービス提供の中止、休業又は閉鎖

(1) アカデミーは、次の各号のいずれかにより、サービス提供を行うことが困難又はサービス提供すべきでないと判断するときは、サービス提供の中止、アカデミーの施設の全部または一部を臨時休業又は閉鎖することができる。

- ①天災地変、気象災害、地震またはその他不可抗力等があったときまたはその恐れがあるとき

- ②施設の改造、増改築、修繕、整備または点検を要するとき
- ③法令の制定改廃または行政庁による処分（不利益処分を含む）、行政指導もしくは命令等があったとき
- ④社会情勢の著しい変化があったときまたはその恐れがあるとき
- ⑤その他、アカデミーがサービス提供することが困難またはサービス提供すべきでない事情が生じたときまたはその恐れがあるとき

(2) 前項の場合、法令の定めまたはアカデミーが認める場合を除き、会員が負担する会費の支払義務が軽減され、または免除されることはないものとする。

(3) アカデミーは、サービス提供の中止、臨時休業および閉鎖が予定されている場合は、事情の許す限り、事前に会員に対しその旨を告知または通知するものとする。

第 11 条 有効期間

(1) 会員の有効期間は、当該年の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日（以下「終了日」という）の 1 年間とし、年度の途中に入会した場合も同様に終了日までとする。

第 12 条 遵守事項

(1) 会員は、アカデミーの活動が、ラグビーというコンタクト（人と人との肉体的接触）を伴う活動であり、怪我のリスクを伴うことを理解した上で参加しなければならない。

(2) 会員は、アカデミーのルール及びアカデミー各施設の管理・運用ルールを遵守しなければならない。

(3) 会員が前項ルールを守れない場合、アカデミーは当該会員のアカデミー活動への参加の停止を求めることがあり、会員はこれに従わなければならない。

(4) 会員は、健康状態やアカデミーでの活動に不安が生じたとき、また、体調の異変や身の危険を感じたときは、必ず職員に申告・相談しなければならない。

(5) 会員の健康と安全を守るために、職員の判断で会員のアカデミーの活動への参加の停止を求めることがあり、会員はこれに従わなければならない。

(6) 会員が体調不良を生じ又は怪我を負った際には、職員が応急処置をし、救急車等で病院に搬送することがある。

(7) 会員がアカデミーに参加するための往復の移動については、会員の責任において行うものとする。

第 13 条 免責

(1) 会員のアカデミーでの活動中、及びアカデミーに参加するための往復の移動中における事故・怪我・盗難・傷害、また、その他の事故についてアカデミーは責任を負わないものとし、会員は、アカデミーや職員に対し何ら損害賠償を求めないものとする。

(2) 会員が第三者に損害を生じさせた場合、自己の費用と責任において処理解決するものとし、アカデミーは一切関与せず、責任を負わないものとする。

第14条 個人情報

(1) アカデミーは、その活動および運営に関して会員から受領する個人情報（以下「個人情報」という）について、会員への連絡、アンケート調査等において使用するものとする。

(2) 取得した個人情報は、アカデミーにて責任をもって管理するものとする。

(3) 会員は、アカデミーに届け出た氏名・住所・電話番号等について変更があった場合、遅滞なく届け出るものとする。

(4) その他の事項について、株式会社リコー（以下「当社」という）の制定するリコーグループ個人情報保護方針 (<https://jp.ricoh.com/privacy/>) に沿って運用するものとする。

第15条 著作権、肖像権

(1) アカデミーの活動を通して撮影、録音、制作された素材（画像や動画を含むがこれらに限らない、以下「当素材」という）の全てについて、著作権はアカデミーに帰属するものとする。

(2) 会員は当素材がアカデミー、当社又はリコーブラックラムズ東京の宣伝広告等に使用されることを予め承諾するものとし、肖像権等を主張しないものとする。

第16条 規約の改正

(1) アカデミーは、必要に応じ随時本規約を改正することができるとともに、本規約に関する事項、又は本規約に定めのない事項について細則を定めることができるものとする。

(2) 本規約を変更した場合は、書面又はアカデミーの運営するホームページにて掲示その他の適切な方法により周知し、または会員に通知するものとする。

第17条 施行

(1) 本規約は、2021年9月1日から施行する。